

熊本県公報

第 1 1 3 6 9 号
平成 18 年 2 月 15 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○道路の供用開始	(道路総務課) 1
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)	(高齢者支援総室) 2
○指定居宅介護支援事業所の指定(居宅支援)	(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)	(") 2
○指定居宅介護支援事業所の指定(居宅支援)	(") 2
○公有水面埋立てに伴うしゅん功認可	(漁港課) 2
○海岸保全区域の指定	(河川課) 3
○土地収用法による手続の開始	(用地対策課) 8
○平成18年2月熊本県議会定例会の招集	(財政課) 8
○字の区域の変更	(市町村総室) 8
○生活保護法の規定による医療機関等の指定	(生活保護・援護課) 9
○生活保護法の規定による医療機関等の廃止	(") 9
○道路の区域変更	(道路総務課) 9
○ " "	(") 10
○ " "	(") 10
○道路の供用開始	(") 11
○町の区域及び名称の変更	(市町村総室) 11
○種畜証明書の交付	(畜産衛生課) 16
公 告	
○宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施	(建築課) 17
○ " "	(") 17
○開発行為工事完了公告	(") 17
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 18
○平成18年度及び平成19年度治山・林道事業における測量・設計・コンサル タント及び現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者の把握	(林政課) 18
○熊本県情報セキュリティ監査等業務の委託	(情報企画課) 24
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課) 24
登 載 依 頼	
○熊本縣市町村合併推進審議会の開催	(市町村総室) 25
○熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則	(高校教育課) 25
○熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則	(") 25
○熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則	(") 26
○平成17年度熊本県高齢者保健推進協議会の開催	(高齢者支援総室) 26
○平成17年度熊本県地域リハビリテーション推進協議会の開催	(") 26
○組合議会平成18年第1回定例会の招集	(有明海自動車航送船組合) 27

告 示

熊本県告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	下郷北新田線	宇城市小川町大字河江字永田 588番地先から 同大字 字三ツ丸 388番1地先まで	480.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成18年2月15日

熊本県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
さわやかケアセンター 熊本市本山一丁目5番20号	NPO法人さわやかケアセンター	平成18年2月2日

熊本県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
さわやかケアセンター 熊本市本山一丁目5番20号	NPO法人さわやかケアセンター	平成18年2月2日

熊本県告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション蘇春堂 人吉市上青井町133番地	医療法人蘇春堂	平成18年2月2日

熊本県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷義子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポートセンター蘇春堂 人吉市上青井町133番地	医療法人蘇春堂	平成18年2月2日

熊本県告示第145号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷義子

1 しゅん功認可年月日

- 平成18年2月3日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目18番1号 道路管理者 熊本県
 天草郡倉岳町大字棚底1919番地 倉岳町土地開発公社
- 3 埋立区域
 (1) 位置
 1 工区
 天草郡倉岳町大字宮田字大宮田3925の2、3925の14、3925の13、3925の12、3925の6、3925の7、3925の8、3925の15、3925の9、3925の16、3925の10及び3925の11に隣接介在する道路、水路地先並びに2411及び2411の1に隣接する道路地先並びに2411の1に隣接する道路に隣接する無番地(堤)地先公有水面
- (2) 区域
 1 工区
 次の1の地点から12の地点までを順次直線で結んだ線及び12の地点と1の地点を結ぶ平成16年春分の日満潮位(DL+3.66メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 1の地点 基準点 四等三角点・宮田(北緯32度23分50秒、東経130度18分35秒)から65度24分37秒 365.20メートルの地点
 2の地点 1の地点から 130度43分53秒 17.69メートルの地点
 3の地点 2の地点から 132度52分44秒 24.97メートルの地点
 4の地点 3の地点から 42度52分49秒 1.50メートルの地点
 5の地点 4の地点から 132度52分44秒 5.80メートルの地点
 6の地点 5の地点から 222度52分36秒 1.50メートルの地点
 7の地点 6の地点から 132度52分44秒 31.00メートルの地点
 8の地点 7の地点から 42度52分49秒 1.50メートルの地点
 9の地点 8の地点から 132度52分44秒 5.80メートルの地点
 10の地点 9の地点から 222度52分54秒 1.50メートルの地点
 11の地点 10の地点から 132度46分57秒 12.51メートルの地点
 12の地点 11の地点から 132度06分51秒 11.27メートルの地点
- (3) 面積
 2,305.68 平方メートル
- 4 埋立地の用途
 道路用地
 漁港施設用地
 公用・公共用施設用地
- 5 関係書類の備置場所
 熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局土木部工務一課並びに倉岳町産業振興課

熊本県告示第146号

昭和三十三年五月三十日熊本県告示第三百三十四号(海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定)のうち、八代海・湯の児海岸の項を次のように改める。なお、図面は、熊本県土木部河川課及び熊本県芦北地域振興局土木部にて縦覧に供する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷 義子

沿岸名	海岸名	事項	説明
八代海	湯の児海岸	区域の変更	起点 水俣市大字大迫字崎一一三六-三番地先 終点 水俣市大字浜字上外平四〇七八-一番地先 延長 二、三六七・〇メートル
		基点の位置	点一号 水俣市浜地区(大崎)の三角点(北緯三二度一三分二八秒東経一三〇度二四分二四秒)の地点から 五九度四五分三八秒 一、八一七・四三九メートルの点 点二号 点一号から 二七九度二五分五二秒 三三・八八二メートルの点 点三号 点二号から 二五四度四八分三九秒 一二・九六九メートルの点 点四号 点三号から 二三二度二三分三三秒 一一・九六四メートルの点 点五号 点四号から 二〇六度三四分五八秒 七・二二〇メートルの点

点六号	点五号から	一七五度〇五分四五秒	一二・六五六メー トルの点
点七号	点六号から	一九三度五五分〇三秒	一八・四七六メー トルの点
点八号	点七号から	一七八度四八分四七秒	一九・七四三メー トルの点
点九号	点八号から	二〇八度四九分五七秒	一四・〇八四メー トルの点
点十号	点九号から	二〇三度一六分二二秒	四二・七三七メー トルの点
点十一号	点十号から	一八一度一二分二五秒	三四・〇九〇 メートルの点
点十二号	点十一号から	二二〇度四二分三五秒	八・一九五 メートルの点
点十三号	点十二号から	二五四度三三分〇八秒	七・八二八 メートルの点
点十四号	点十三号から	二六八度三七分五八秒	五二・七六九 メートルの点
点十五号	点十四号から	二九五度三九分四四秒	八・九四一 メートルの点
点十六号	点十五号から	三二八度三五分一四秒	二八・〇七九 メートルの点
点十七号	点十六号から	六二度一九分四〇秒	一〇・六九三 メートルの点
点十八号	点十七号から	二一度〇五分三〇秒	一〇・六九〇 メートルの点
点十九号	点十八号から	三三七度二七分二七秒	六・六〇五 メートルの点
点二十号	点十九号から	三一七度一七分〇九秒	一五・一五九 メートルの点
点二十一号	点二十号から	二八九度三五分一八秒	七・七一三 メートルの点
点二十二号	点二十一号から	二四七度〇五分五三秒	六・五四 五メートルの点
点二十三号	点二十二号から	二二〇度五〇分三〇秒	一〇・三 三七メートルの点
点二十四号	点二十三号から	二三四度三五分一二秒	五一・二 二三メートルの点
点二十五号	点二十四号から	二三八度二六分〇二秒	四八・〇 八〇メートルの点
点二十六号	点二十五号から	二四三度一分二六秒	一八・六 七一メートルの点
点二十七号	点二十六号から	二二九度〇五分〇七秒	二九・六 〇八メートルの点
点二十八号	点二十七号から	三〇二度五三分五四秒	六・八四 三メートルの点
点二十九号	点二十八号から	二八八度〇四分〇三秒	三四・七 二〇メートルの点
点三十号	点二十九号から	二四六度四六分三八秒	四・九六三

		メートルの点	
点三十一号	点三十号から	二〇八度〇一分三〇秒	七一・七三
		二メートルの点	
点三十二号	点三十一号から	二一八度三〇分二〇秒	五・九七
		〇メートルの点	
点三十三号	点三十二号から	二二七度四五分五八秒	八三・二
		八二メートルの点	
点三十四号	点三十三号から	二一八度二二分四一秒	八九・六
		九五メートルの点	
点三十五号	点三十四号から	二二二度三七分一三秒	四六・三
		五三メートルの点	
点三十六号	点三十五号から	二三二度四一五分三五秒	七・二
		一〇メートルの点	
点三十七号	点三十六号から	二四二度一三分五三秒	一一・七
		七三メートルの点	
点三十八号	点三十七号から	二五〇度四八分五九秒	一五・一
		五二メートルの点	
点三十九号	点三十八号から	二六四度五二分四三秒	一二・四
		八〇メートルの点	
点四十号	点三十九号から	二七七度四〇分〇四秒	八・九一九
		メートルの点	
点四十一号	点四十号から	二九三度三三分五七秒	三八・七〇
		二メートルの点	
点四十二号	点四十一号から	二八四度〇八分四六秒	八・四六
		六メートルの点	
点四十三号	点四十二号から	二六七度二八分四〇秒	一二・二
		〇三メートルの点	
点四十四号	点四十三号から	二四九度一四分三一秒	一七・三
		一八メートルの点	
点四十五号	点四十四号から	二六〇度〇一分一四秒	一三・〇
		四一メートルの点	
点四十六号	点四十五号から	二七八度二一分一九秒	四七・四
		七一メートルの点	
点四十七号	点四十六号から	二六六度一六分一八秒	一〇・七
		六五メートルの点	
点四十八号	点四十七号から	二八六度三七分二三秒	五・六九
		一メートルの点	
点四十九号	点四十八号から	二九六度二二分二一秒	三四・八
		五三メートルの点	
点五十号	点四十九号から	三一六度一四分四八秒	二七・八五
		三メートルの点	
点五十一号	点五十号から	四度二八分三五秒	一〇・二三七
		メートルの点	
点五十二号	点五十一号から	三四一度〇四分〇九秒	三・〇三
		三メートルの点	
点五十三号	点五十二号から	三一〇度三三分〇三秒	二五・三
		四〇メートルの点	
点五十四号	点五十三号から	二七九度四八分五九秒	一六・八
		六九メートルの点	

点五十五号	点五十四号から 六九メートルの点	二八九度二六分四〇秒	一〇・〇
点五十六号	点五十五号から 九メートルの点	二九三度二五分一六秒	五・四七
点五十七号	点五十六号から 七〇メートルの点	三〇六度三五分三一秒	二八・八
点五十八号	点五十七号から 九三メートルの点	二九一度〇五分二五秒	四七・四
点五十九号	点五十八号から 九二メートルの点	二七八度四五分〇〇秒	三〇・一
点六十号	点五十九号から 八メートルの点	二六一度二〇分一四秒	一一・八一
点六十一号	点六十号から 六メートルの点	二三二度〇二分二五秒	一一・三三
点六十二号	点六十一号から 七六・メートルの点	一九六度〇〇分三三秒	八・八
点六十三号	点六十二号から 九メートルの点	一八三度〇九分三九秒	九・一五
点六十四号	点六十三号から 七九メートルの点	一七五度〇九分五八秒	一一・一
点六十五号	点六十四号から 八九メートルの点	一六九度二〇分四七秒	一一・四
点六十六号	点六十五号から 三〇メートルの点	一六三度二八分三四秒	五一・三
点六十七号	点六十六号から 〇〇メートルの点	一七六度一四分二二秒	二二・九
点六十八号	点六十七号から 九〇メートルの点	一八六度五八分五二秒	六四・三
点六十九号	点六十八号から 三メートルの点	一五三度二四分一四秒	三・三一
点七十号	点六十九号から メートルの点	九六度五八分一八秒	一八・六二八
点七十一号	点七十号から メートルの点	一五八度三五分五三秒	六・五〇〇
点七十二号	点七十一号から 六〇メートルの点	一八四度一〇分〇九秒	六二・〇
点七十三号	点七十二号から 四四メートルの点	一九一度二四分一二秒	一五・六
点七十四号	点七十三号から 四メートルの点	二〇七度四五分一六秒	九・五二
点七十五号	点七十四号から 二メートルの点	二一八度四七分〇〇秒	九・一二
点七十六号	点七十五号から 五一メートルの点	二三三度一四分二七秒	一六・五
点七十七号	点七十六号から 八四メートルの点	二四四度二三分二三秒	二五・二
点七十八号	点七十七号から 二メートルの点	二三六度〇三分三七秒	七・八九
点七十九号	点七十八号から	二二三度〇四分二二秒	六・三九

	二メートルの点	
点八十号	点七十九号から	二一三度二二分〇七秒 二八・〇八
	六メートルの点	
点八十一号	点八十号から	二二七度一九分四六秒 一七・〇五
	〇メートルの点	
点八十二号	点八十一号から	五〇度五二分三七秒 九〇六・〇
	四九メートルの点	
点八十三号	点八十二号から	二六三度五八分三〇秒 二九・四
	八七メートルの点	
点九十四号	点八十三号から	二七度五六分五七秒 一七一・〇
	七〇メートルの点	
点九十五号	点九十四号から	一一九度五八分一四秒 一三・八
	八二メートルの点	
点九十六号	点九十五号から	一八四度一七分〇五秒 五八・七
	三三メートルの点	
点九十七号	点九十六号から	二二〇度二〇分五二秒 五二・〇
	八二メートルの点	
点九十八号	点九十七号から	一七五度〇六分二五秒 二三・七
	二八メートルの点	
イ点	点一号から	三五八度三〇分〇一秒 五一・九二九メートルの点
ロ点	イ点から	二九一度〇七分四五秒 二八〇・五六三メートルの点
二点	ロ点から	二〇九度四〇分二八秒 二九二・七五七メートルの点
ホ点	二点から	二〇七度四八分二六秒 一〇二・二八六メートルの点
へ点	ホ点から	二二八度三四分〇七秒 二三・二七七メートルの点
ト点	へ点から	三〇九度四七分二九秒 五二・〇三八メートルの点
チ点	ト点から	二一九度四七分三〇秒 一二三・三九八メートルの点
リ点	チ点から	一八九度四七分二五秒 五四・五三三メートルの点
ヌ点	リ点から	二七一度〇七分一三秒 六五・八二〇メートルの点
ル点	ヌ点から	二九五度四二分三五秒 二三一・四一一メートルの点
ヲ点	ル点から	二七九度二七分三九秒 一三九・六三三メートルの点
ワ点	ヲ点から	一九八度二四分一五秒 一二四・二九七メートルの点
カ点	ワ点から	一六三度二一分五二秒 九三・三九四メートルの点
ヨ点	カ点から	一八六度三二分一五秒 一四二・〇一七メートルの点
夕点	ヨ点から	二二五度四三分五九秒 五八・八〇八メートル

		の点	
	陸域幅境界	点一号から点八十一号までの各点を順次直線で結んだ線、点八十二号から点八十三号まで直線で結んだ線、点九十四号から点九十八号までの各点を順次直線で結んだ線、点九十八号から点八十二号まで直線で結んだ線	
	水域幅境界	イ点からロ点まで直線で結んだ線、二点から夕点までの各点を順次直線で結んだ線	
	陸域幅	一メートル ～ 三八メートル	
	水域幅	四七メートル ～ 三三六メートル	
	保全区域	陸域側境界線と水域側境界線に挟まれた区域	
	区域幅	総幅員五二メートル ～ 三四九メートル	
	区域面積	水域面積 一四九、九七七・〇五平方メートル * 陸域面積 二一、二七五・八五平方メートル	

熊本県告示第147号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道（20工区）「日奈久芦北道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町田浦字大丸地内から同町花岡字伊徳庵地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び準用河川付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 熊本県葦北郡芦北町大字小田浦字井手尾、字大平野、字山神及び字市ノ迫、並びに大字乙千屋字坂下、字飽草、字西平、字味尾、字名畑、字溝下、字七代及び字日添地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地 熊本県葦北郡芦北町大字小田浦字井手尾、字大平野、字山神、字市ノ迫及び字崩本、大字伏木氏字谷俣、字松崎坂尾、字留米木、字清水ノ元、字赤穂木及び字苦木、並びに大字乙千屋字長崎、字坂下、字西平、字名畑、字溝下、字七代、字日添及び字越地地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本県葦北郡芦北町役場

熊本県告示第148号

平成18年2月28日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨山鹿市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷 義子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
平山	小峠	2535の3、2536の2、2537の1、2622の3、2623の3、2624の1及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに2530の6、2536の3、2609の3、2622の4に隣接する水路である国有地の全部、字堂ヶ原2663の1、2669の1、2680の1、2990の1に隣接する水路である国有地の全部	平山	堂ヶ原

熊本県告示第 150 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 18 年 2 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6410045	たに耳鼻咽喉科アレルギー科	医療法人プロシード	菊池郡菊陽町津久礼 3201-3	平成 17 年 12 月 1 日
6410046	よしもと小児科	医療法人社団 吉本会	菊池郡菊陽町原水 11 56-2	平成 17 年 12 月 1 日
6010228	鏡クリニック	医療法人熊本愛心会	八代市鏡町下有佐 449	平成 17 年 12 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	薬局名称	開 設 者	薬局所在地	指定年月日
0000985	すばる薬局	有限会社すばる薬局	本渡市大浜町 3-35	平成 18 年 1 月 1 日
0000986	有限会社あさひ調剤薬局	有限会社あさひ調剤薬局	荒尾市大島 100-2	平成 18 年 1 月 1 日

熊本県告示第 151 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 18 年 2 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
池田眼科医院	池田 静鴻	八代市本町 3-6-36	平成 17 年 11 月 30 日
たに耳鼻咽喉科アレルギー科	谷 栄一郎	菊池郡菊陽町津久礼 3201-3	平成 17 年 12 月 1 日
よしもと小児科	吉本 寿美	菊池郡菊陽町原水 1156-2	平成 17 年 12 月 1 日
岡留医院	岡留 フミ	荒尾市大正町 2-2-10	平成 17 年 11 月 30 日
鏡クリニック	土屋 和義	八代市鏡町下有佐 449	平成 17 年 12 月 1 日

〔薬局〕

医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
船之尾調剤薬局	株式会社天草調剤薬局	本渡市船之尾町 9-19	平成 17 年 3 月 31 日

熊本県告示第 152 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 2 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 2 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			後			
一般県道	新台高浜港線	天草郡河浦町大字河浦字二柿 323 番 2 地先から	前	4.0 ～ 8.5	42.0	不用物件の交換

		同大字 字屋敷山	後	10.2 ～ 17.0	55.0	
		519番5地先まで				
"	坂瀬川御領線	天草郡苓北町坂瀬川字花園	前	4.4 ～ 34.0	382.5	単道改
		983番1地先から 同字	後	10.0 ～ 38.5	382.5	
		1051番1地先まで				

2 区域変更する期日 平成18年2月15日

熊本県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年2月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	玉名植木線	鹿本郡植木町大字円台寺字妙見 同字	前	5.0 ～ 12.0	228.3	24条工事
			後	5.0 ～ 14.0	228.3	
		678番2地先まで				

2 区域変更する期日 平成18年2月15日

熊本県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年2月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	小枝深水線	球磨郡相良村大字深水 同大字	前	4.7 ～ 19.2	275.0	単道改
			後	4.7 ～ 22.1	275.0	
		401番地先まで				

2 区域変更する期日 平成18年2月15日

熊本県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字津留字川田代 705番1地先から 同町大字野尾字向津留 1376番 地先まで	420.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成18年3月9日

熊本県告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成18年2月27日から、別図1に示す町の区域及び名称を別図2に示すとおり変更する旨熊本市長から届出があったので、同条第2項の規定により告示する。



平成18年2月15日

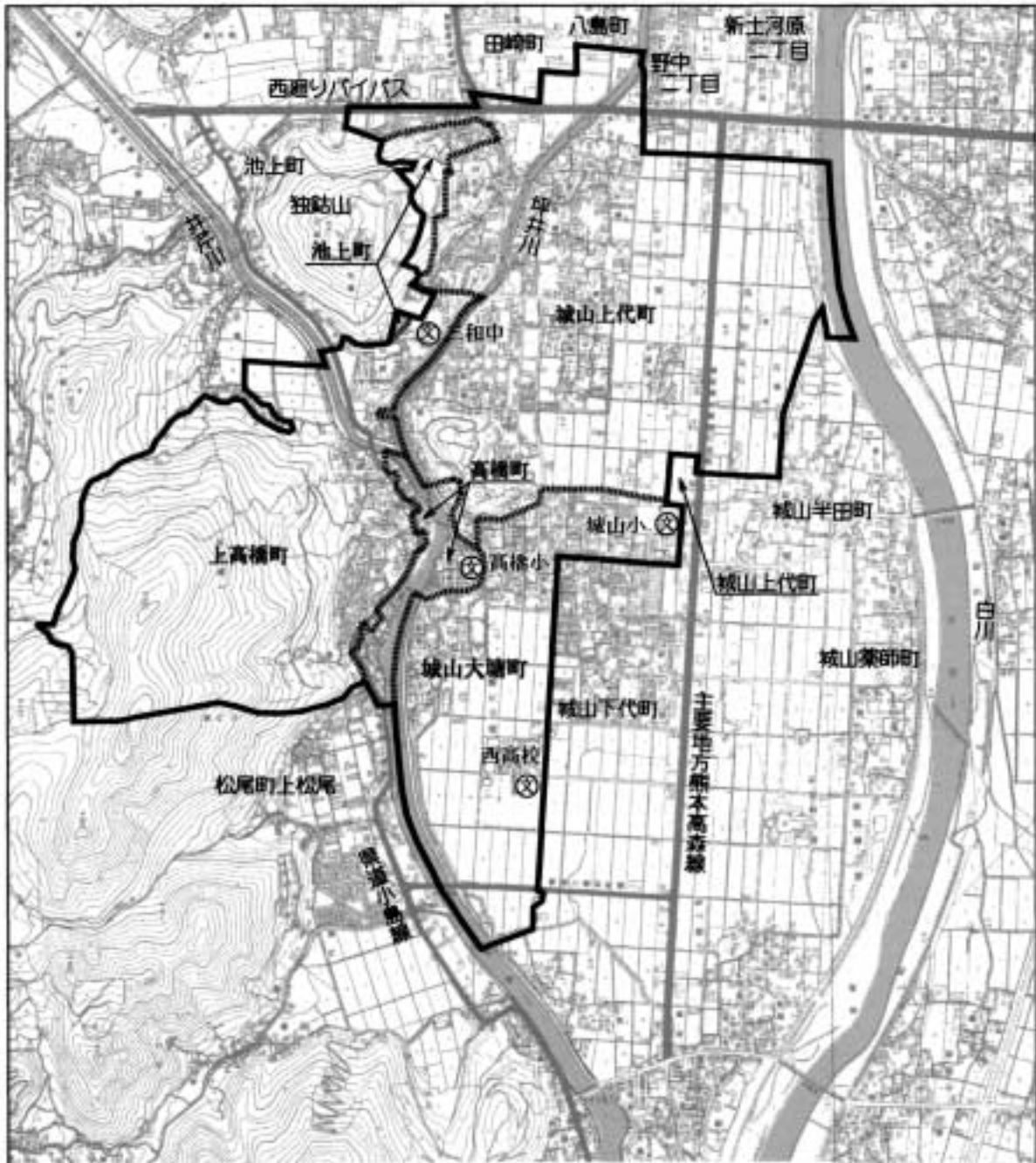
熊本県知事 潮 谷 義 子

(別図1、別図2、処分の内容)



別図1

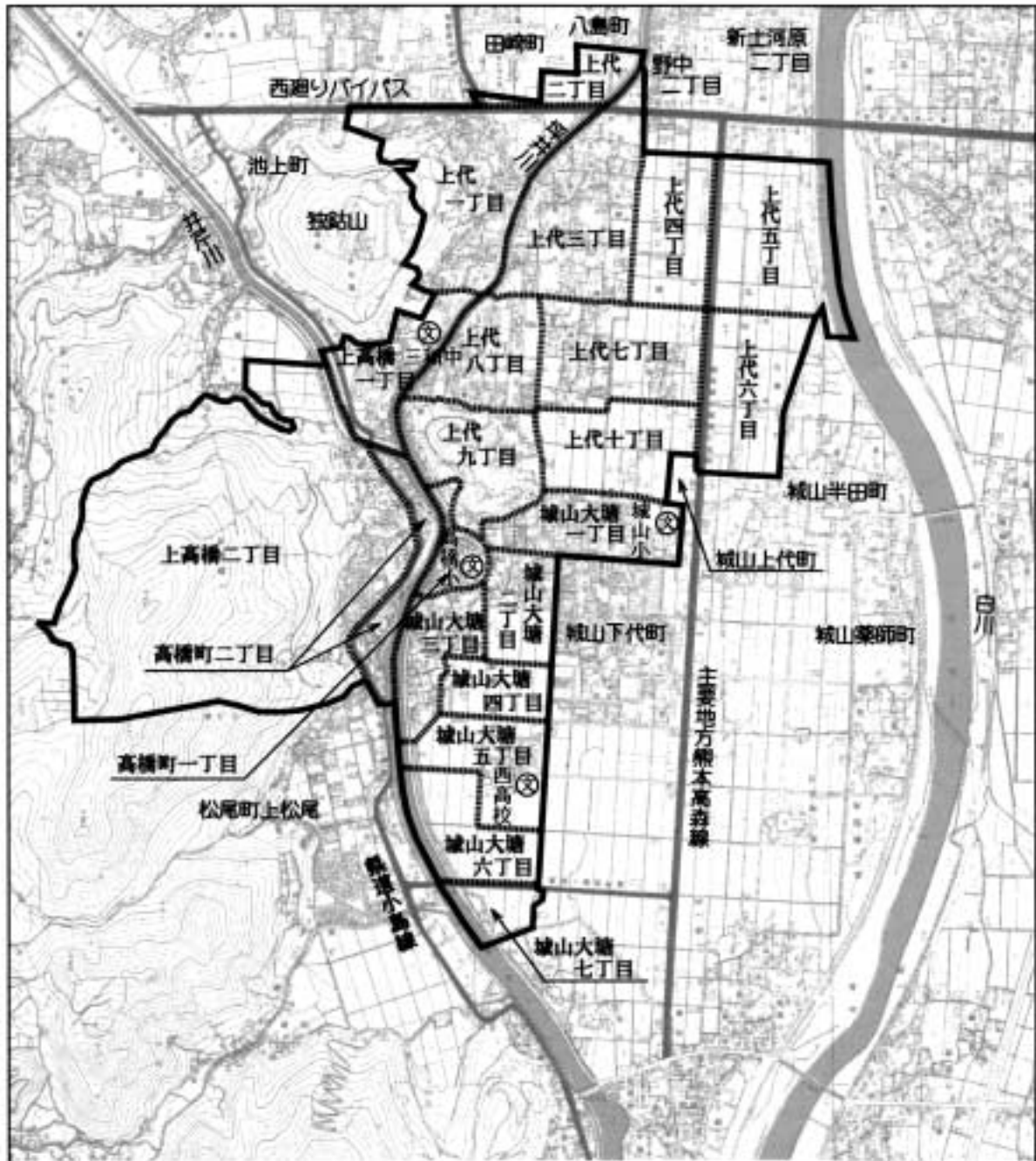
現町界町名図

凡 例	
	計画区域
	現町界



別図2 新町界町名図

凡 例	
	計画区域
	新町界



処 分 の 内 容

- 上代一丁目の境界線
 東側 市道上代池上町第1号線の東側線、主要地方道熊本高森線の東側線
 西側 上高橋町との町界線、池上町との町界線
 南側 坪井川を中心線
 北側 池上町との町界線、池上町字山王平1660の1、1660の2に隣接する道路である国有地の南側線、池上町字山王平1657と同所1650、1656との筆界線、池上町字山王平1657、1678の1、1678の2、1679に隣接する道路である国有地の北側線、池上町字山王平1658と同所1656との筆界線、池上町字山王平1659と同所1655、1656との筆界線、池上町字山王平1660の2と同所1655との筆界線、池上町字高野峰1700の2、1702、1705に隣接する道路である国有地の南側線
- 上代二丁目の境界線
 東側 市道上代第18号線の東側線、城山上代町字油免112の1、113の1、114の1、115の1、116、118の1、119の1、120の1、121、123、124の1に隣接する水路に隣接する道路である国有地の東側線、城山上代町字油免124の1、124の2に隣接する道路に隣接する水路である国有地の東側線、城山上代町字茂牧70の1、70の2に隣接する道路である国有地の東側線、城山上代町字高畑58の1、58の2、59の1から59の5までに隣接する道路である国有地の東側線、八島町との町界線
 西側 主要地方道熊本高森線の東側線
 南側 坪井川を中心線
- 上代三丁目の境界線
 西側 市道上代下代第1号線の東側線、城山上代町字溝口1659の2、1659の3、1660の1に隣接する水路である国有地の東側線、市道上代第15号線の東側線
 南側 市道大塘第10号線の北側線
 北側 坪井川を中心線
- 上代四丁目の境界線
 東側 野中三丁目との町界線
 西側 城山上代町字九下2291の1と同所2291の3との筆界線、城山上代町字吹気2292、2292の4と同所2292の3との筆界線、城山上代町字吹気2314の3と同所2314の5との筆界線、城山上代町字荒尾方2315と同所2315の3との筆界線、城山上代町字荒尾方2332の1と同所2332の3との筆界線
 南側 主要地方道熊本高森線の北側線
 北側 市道大塘第10号線の北側線
- 上代五丁目の境界線
 東側 新土河原二丁目との町界線
 西側 城山半田町との町界線、城山上代町字河原田2177と同所2177の3との筆界線、城山上代町字河原田2178と同所2178の3との筆界線、城山上代町字河原田2179と同所2179の3との筆界線、城山上代町字河原田2203の1、2203の4と同所2103の3との筆界線、城山上代町字河原田2204と同所2204の3との筆界線、城山上代町字河原田2235と同所2235の3との筆界線、城山上代町字河原田2236と同所2236の3との筆界線、城山上代町字河原田2261と同所2261の3との筆界線、城山上代町字深町2262と同所2262の3との筆界線、城山上代町字九下2291の4と同所2291の3との筆界線
 南側 白川を中心線
 北側 主要地方道熊本高森線の北側線
- 上代六丁目の境界線
 東側 城山上代町字河原田2177の3と同所2177との筆界線、城山上代町字河原田2178の3と同所2178との筆界線、城山上代町字河原田2179の3と同所2179との筆界線、城山上代町字河原田2203の3と同所2203の1、2203の4との筆界線、城山上代町字河原田2204の3と同所2204との筆界線、城山上代町字河原田2235の3と同所2235との筆界線、城山上代町字河原田2236の3と同所2236との筆界線、城山上代町字河原田2261の3と同所2261との筆界線、城山上代町字深町2262の3と同所2262との筆界線
 西側 城山半田町との町界線
 南側 城山半田町との町界線
 北側 主要地方道熊本高森線の北側線
- 上代七丁目の境界線
 東側 市道上代第15号線の東側線、市道上代第15号に隣接する水路である国有地の東側線、城山上代町字九下2291の3と同所2291の1、2291の4との筆界線、

城山上代町字吹気 2292 の 3 と同所 2292、2292 の 4 との筆界線、城山上代町字吹気 2314 の 5 と同所 2314 の 3 との筆界線、城山上代町字荒尾方 2315 の 3 と同所 2315 との筆界線、城山上代町字荒尾方 2332 の 3 と同所 2332 の 1 との筆界線

西 側 市道上代第 30 号線の東側線、城山上代町字九反田 2342、2343、2347 の 2 に隣接する水路である国有地の東側線、城山上代町字早田 2375 の 1 から 2375 の 6 まで、2388 の 2 に隣接する水路である国有地の東側線、城山上代町字十三 2482 の 1 に隣接する水路である国有地の東側線

南 側 主要地方道熊本高森線の北側線

北 側 市道上代下代第 1 号線の北側線、城山上代町字北田 854 の 1 と同所 772 の 11 から 772 の 14 まで、776 の 1、777 の 1、778 の 1、779、780 の 4、853 の 3、854 の 2 との筆界線

上代八丁目の境界線

東 側 市道上代下代第 1 号線の東側線

西 側 市道上代第 22 号線の東側線、城山上代町字権現 955、958、964 の 1、966 の 2、967 の 1、969、981、1012、1014 の 3、1026 の 3、1026 の 8、1026 の 9 に隣接する水路である国有地の東側線、城山上代町字櫻崎 1027 の 2 から 1027 の 4 まで、1051、1052、1069 の 2、1069 の 3、1072、1073、1074 の 1、1074 の 2 に隣接する水路である国有地の東側線

南 側 市道上代下代第 1 号線の北側線、城山上代町字北田 772 の 11 から 772 の 14 まで、776 の 1、777 の 1、778 の 1、779、780 の 4、853 の 3、854 の 2 と同所 854 の 1 との筆界線

北 側 坪井川を中心線

上代九丁目の境界線

東 側 市道上代第 22 号線の東側線、市道上代第 22 号線に隣接する水路である国有地の東側線、城山上代町字権現 954、961、965 に隣接する水路である国有地の東側線

西 側 城山大塘町との町界線、高橋町との町界線

南 側 市道上代下代第 1 号線の北側線

北 側 坪井川を中心線、高橋町との町界線

上代十丁目の境界線

東 側 市道大塘半田第 1 号線に隣接する水路である国有地の東側線、市道上代第 30 号線の東側線

西 側 市道上代半田第 1 号線の東側線

南 側 主要地方道熊本高森線の北側線、城山上代町字大工免 2717 の 1 に隣接する水路である国有地の北側線、城山上代町字妙見 2835 の 1、2836 から 2846 まで、2847 の 1、2847 の 2 に隣接する水路である国有地の北側線

北 側 市道上代下代第 1 号線の北側線

城山大塘一丁目の境界線

東 側 市道上代半田第 1 号線の東側線

西 側 城山大塘町字六田 333 の 1 から 333 の 6 まで、334 の 1 から 334 の 4 までに隣接する水路である国有地の東側線、城山大塘町字深田 357 の 1、357 の 3、357 の 6、410、411 の 1 から 411 の 3 まで、495 に隣接する水路である国有地の東側線、市道高橋町半田第 1 号線の東側線、城山下代町との町界線

南 側 城山半田町との町界線

北 側 城山上代町との町界線、高橋町との町界線

城山大塘二丁目の境界線

東 側 市道高橋町半田第 1 号線に隣接する水路である国有地の東側線、市道高橋町半田第 1 号線の東側線

西 側 城山大塘町字六反田 613、614 に隣接する水路である国有地の東側線、城山大塘町字苗床 820、833 に隣接する水路である国有地の東側線

南 側 城山下代町との町界線

北 側 高橋町との町界線、市道上代大塘第 1 号線の北側線、城山大塘町字林添 1144 の 3 と同所 1142 の 1 から 1142 の 3 まで、1143 の 1、1144 の 2、1144 の 6 との筆界線

城山大塘三丁目の境界線

東 側 高橋町との町界線

南 側 市道上代大塘第 1 号線の北側線、市道上代大塘第 1 号線に隣接する水路である国有地の北側線、城山大塘町字林添 1142 の 1 から 1142 の 3 まで、1143 の 1、1144 の 2、1144 の 6 と同所 1144 の 3 との筆界線

北 側 坪井川を中心線

城山大塘四丁目の境界線

- 東側 市道上代大塘第1号線の東側線、市道大塘下代第1号線に隣接する水路である国有地の東側線
- 西側 城山大塘町字上三王免 636、637 に隣接する水路である国有地の東側線、城山大塘町字上八津江 799、800 の1から800の3までに隣接する水路である国有地の東側線、城山大塘町字八幡領 1236、1237 に隣接する水路である国有地の東側線、城山大塘町字道免 1543 に隣接する水路である国有地の東側線
- 南側 城山下代町との町界線
- 北側 市道上代大塘第1号線の北側線、市道上代大塘第1号線に隣接する水路である国有地の北側線

城山大塘五丁目の境界線

- 東側 市道大塘葉師第1号線に隣接する水路である国有地の東側線
- 西側 城山大塘町字下三王免 660、661 に隣接する水路である国有地の東側線、城山大塘町字下八津江 756、757 に隣接する水路である国有地の東側線、城山大塘町字上八幡領 1256、1257 に隣接する水路である国有地の東側線、城山大塘町字上白地 1522、1524 の1に隣接する水路である国有地の東側線、市道大塘第20号線の西側線
- 南側 城山下代町との町界線
- 北側 坪井川を中心線、市道上代大塘第1号線の北側線

城山大塘六丁目の境界線

- 東側 市道大塘第22号線に隣接する水路である国有地の東側線、市道大塘第20号線の西側線、城山大塘町字中日和 754、755 に隣接する道路に隣接する水路である国有地の東側線、城山大塘町字下三王免 681、682 に隣接する道路に隣接する水路である国有地の東側線
- 西側 県道小島新町線の東側線、城山大塘町字下三王免 699、700 に隣接する水路である国有地の東側線、城山大塘町字中日和 734 の1、735 の2に隣接する水路である国有地の東側線
- 南側 城山下代町との町界線
- 北側 坪井川を中心線

城山大塘七丁目の境界線

- 東側 県道小島新町線の東側線、県道小島新町線に隣接する水路である国有地の東側線
- 西側 小島下町との町界線
- 南側 城山下代町との町界線
- 北側 坪井川を中心線

高橋町一丁目の境界線

- 南側 城山上代町との町界線、城山大塘町との町界線
- 北側 坪井川を中心線

高橋町二丁目の境界線

- 南側 坪井川を中心線
- 北側 県道小島線の北側線

上高橋一丁目の境界線

- 東側 城山上代町との町界線、池上町との町界線
- 西側 井芹川を中心線
- 南側 坪井川を中心線
- 北側 井芹川を中心線

上高橋二丁目の境界線

- 東側 池上町との町界線
- 西側 松尾町上松尾との町界線
- 南側 井芹川を中心線、県道小島線の北側線
- 北側 池上町との町界線

熊本県告示第157号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象

家畜改良増殖法第4条に規定する馬の雄
3 検査実績

検査日	種畜証明書番号 (平17熊本県臨)	名 号	品 種	検査成績	飼 養 者	検 査 場 所
平成18年 1月31日 (火)	第15号	空知	半血種(輓系)	2級	古閑清和	菊池郡菊陽町
	第16号	伯雲	ブルトン種	2級		
	第17号	第二松風	日本輓系種	2級		
	第18号	呂火山	日本輓系種	2級		
	第19号	汀勝	ペルシュロン種	2級		
	第20号	王優	ペルシュロン種	2級		
	第21号	大龍	半血種(輓系)	2級	有限会社 宮村牧場	阿蘇郡西原村

公 告

熊本県公告第113号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成18年2月22日 午後2時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階803会議室
- 3 被聴聞者
商 号 有限会社西山不動産
代表者氏名 代表者 西山 紀子
事務所所在地 宇城市三角町三角浦358-3
免許証番号 熊本県知事(7)第2194号
免許年月日 平成14年2月19日

熊本県公告第114号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成18年2月22日 午後3時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階803会議室
- 3 被聴聞者
氏 名 正木 秀雄
登録番号 熊本第3610号
登録年月日 昭和61年9月22日

熊本県公告第115号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字御代志字除ノ上1648番5及び里道の一部
5,333.08平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市大字野間口545番地の1

株式会社 カジワラ

熊本県公告第116号

阿蘇郡西原村西原村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成18年2月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	加 藤 義 明	阿蘇郡西原村大字布田 1705
"	山 口 敬 吉	阿蘇郡西原村大字宮山 444
"	山 崎 正 昭	阿蘇郡西原村大字宮山 1126
"	友 岡 廣 行	阿蘇郡西原村大字宮山 573
"	川 元 博 美	阿蘇郡西原村大字宮山 864
"	坂 本 修 章	阿蘇郡西原村大字宮山 1289
"	東 和 人	阿蘇郡西原村大字宮山 1573
"	坂 本 豊 彦	阿蘇郡西原村大字宮山 1575
"	渡 邊 弘 行	阿蘇郡西原村大字小森 1562
"	廣 瀬 純 一	阿蘇郡西原村大字小森 1884
監事	藤 川 俊 光	阿蘇郡西原村大字宮山 865
"	廣 瀬 和 徳	阿蘇郡西原村大字宮山 1550
"	山 口 芳 秀	阿蘇郡西原村大字小森 1670
就任		
理事	加 藤 義 明	阿蘇郡西原村大字布田 1705
"	久保田 嘉 信	阿蘇郡西原村大字鳥子 1552
"	日 置 和 彦	阿蘇郡西原村大字鳥子 2636
"	藤 本 一 雄	阿蘇郡西原村大字鳥子 1006
"	松 永 一 隆	阿蘇郡西原村大字鳥子 186
"	海 東 磨	阿蘇郡西原村大字小森 1229
"	大 谷 光 明	阿蘇郡西原村大字小森 1992
"	坂 本 近 利	阿蘇郡西原村大字小森 1995
"	野 田 幸 信	阿蘇郡西原村大字鳥子 1536
"	古 庄 勝	阿蘇郡西原村大字鳥子 658-3
監事	藤 田 保 生	阿蘇郡西原村大字鳥子 1514
"	荒 木 俊 輔	阿蘇郡西原村大字小森 1231
"	永 田 義 徳	阿蘇郡西原村大字小森 1084

熊本県公告第117号

平成18年度及び平成19年度において治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者を把握するため、別表1又は別表2に定める技術者に該当する者を有し、治山又は林道事業に係る測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託の指名を希望する者は、別記書類を提出されたい。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 対象者
平成18年度及び平成19年度熊本県競争入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は同資格を有する見込みのある者
- 2 提出方法
持参又は郵送（簡易書留によること。）
- 3 提出期限
平成18年3月10日（郵送の場合は、平成18年3月10日消印有効）
- 4 提出先
(1) 持参の場合 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階林務水産部林政課技術管理検査班
(2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県林務水産部林政課技術管理検

査班

5 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務の委託に係る指名競争入札参加希望者調査表 (別記様式1)	1部
2	技術者経歴書(別記様式2)	1部
3	測量・設計等実績調書(別記様式3)	1部
4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

6 結果通知

平成18年3月末までに文書で通知する予定。

7 問い合わせ先

熊本県林務水産部林政課技術管理検査班 電話 096-333-2435

別表1 技術者該当区分（治山事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が3年以上あるもの
測量技師	測量士の登録を受けた後、土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上あるもの

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門の職務に従事した期間が32年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算2年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者で、治山部門の職務に従事</p>

	<p>した期間が5年以上あるもの</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p>
--	---

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者で、治山に関する実務経験（治山工事における現場代理人の経験を含む。）が4年以上あるもの</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、治山部門に関する4年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する18年以上の実務経験を有するもので、治山部門に関する実務経験が4年以上あるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する23年以上の実務経験を有するもので、治山に関する実務経験が4年以上あるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門に関する28年以上の実務経験を有するもので、治山部門に関する実務経験が4年以上あるもの</p>

別表2 技術者該当区分（林道事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、土木に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門の職務に従事した期間が32年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、土木に関する実務経験が通算2年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が1</p>

	<p>8年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p>
--	--

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号にいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、土木部門に関する4年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する18年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する23年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門に関する28年以上の実務経験を有するもの</p>

熊本県公告第118号

熊本県の情報セキュリティ対策に係る監査等の実施を予定しているので、当該業務に係る提案資料等を募集する。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 委託業務概要

(1) 名称

熊本県情報セキュリティ監査等業務

(2) 概要

本県における情報セキュリティ対策の運用状況に係る監査及び熊本県電子情報保全対策大綱に基づく教育訓練の計画並びに教育訓練手引き書の提案について委託する。

2 提案資料等の内容

提案資料等に記載する内容については、「熊本県情報セキュリティ監査等業務企画提案実施要領」において明示する。

3 委託期間

契約締結日から平成18年3月27日まで

4 提案参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。）による審査のうえ、有資格者として登録された者であること。

(2) 情報セキュリティ監査企業台帳（経済産業省）に登録されている者であること。

(3) 本業務の実施に当たり、必要十分な人員を編成すること。

(4) 監査人は、監査の効率と品質の保持のため、次のいずれかの実績を有すること。

ア 情報セキュリティ監査

イ 情報セキュリティに関するコンサルティング

ウ 情報セキュリティポリシー策定に関するコンサルティング（支援を含む。）

5 提案資料の提出期限

(1) 受付期限

平成18年2月27日（月）午後5時（郵送による場合は必着のこと。）

(2) 受付場所

熊本県地域振興部情報企画課管理班（県庁行政棟新館9階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2143

6 説明書の交付等

この公告に基づき提案資料等の提供を行う者に対して、次のとおり「熊本県情報セキュリティ監査等業務企画提案実施要領」を交付する。

(1) 交付期限 平成18年2月24日（金）午後5時

(2) 交付場所 5の(2)に同じ。

7 この業務委託の詳細は、「熊本県情報セキュリティ監査等業務企画提案実施要領」による。

8 その他

この公告に基づき提案された提案資料等の中から優秀と認められるものを選定のうえ、業務委託するものとする。

熊本県公告第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営北新地中央地区土地改良事業（暗渠排水、客土）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成18年2月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営北新地中央地区土地改良事業（暗渠排水、客土）計画書の写し

2 縦覧期間

平成18年2月16日から平成18年3月15日まで

3 縦覧場所

八代市役所

登載依頼

熊本県市町村合併推進審議会公告第4号

熊本県市町村合併推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年2月15日

熊本県市町村合併推進審議会

会 長 中 川 義 朗

- 1 開催日時
平成18年3月1日（水）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 主な議題（予定）
(1) 市町村合併推進構想（素案）について
(2) 審議会意見について
(3) 今後の進め方等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従い、会議の会場に入室して下さい。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県市町村合併推進審議会事務局（熊本県総務部市町村総室合併推進班）
（電話 096-333-2106）

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月15日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第1号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則

熊本県立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第3項中「校長は、委員会の承認を得て」を「委員会の定めるところに従い、校長は、あらかじめ委員会に届け出て」に改める。
- 第3条第2項を次のように改める。
- 2 教育上特に必要と認めるときは、委員会の定めるところに従い、校長は、あらかじめ委員会に届け出て、前項第4号から第6号までに定める休業日を変更することができる。
- 第3条第4項を次のように改める。
- 4 第2条第2項の規定により、学期を2学期とする高等学校の課程及び特殊教育学校においては、委員会の定めるところに従い、校長は、あらかじめ委員会に届け出て、前期と後期の間に休業日を設けることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月15日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第2号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校学則（昭和40年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

- 第7条第4項中「校長は、委員会の承認を得て」を「委員会の定めるところに従い、校長は、あらかじめ委員会に届け出て」に改める。
- 第8条第2項を次のように改める。
- 2 教育上特に必要と認めるときは、委員会の定めるところに従い、校長は、あらかじめ委員会に届け出て、前項第4号から第6号までに定める休業日を変更することができる。
- 第8条第4項を次のように改める。
- 4 第7条第3項の規定により、学期を2学期とする課程においては、委員会の定めるところに従い、校長は、あらかじめ委員会に届け出て、前期と後期の間に休業日を設けるこ

とができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月15日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第3号

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

熊本県立特殊教育学校学則（昭和41年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

- 第6条第4項中「校長は、委員会の承認を得て」を「委員会の定めるところに従い、校長は、あらかじめ委員会に届け出て」に改める。
- 第7条第2項を次のように改める。
 - 2 教育上特に必要と認めるときは、委員会の定めるところに従い、校長は、あらかじめ委員会に届け出て、前項第4号から第6号までに定める休業日を変更することができる。
- 第7条第4項を次のように改める。
 - 4 第6条第3項の規定により、学期を2学期とする学校においては、委員会の定めるところに従い、校長は、あらかじめ委員会に届け出て、前期と後期の間に休業日を設けることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県高齢者保健推進協議会公告第1号

熊本県高齢者保健推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成18年2月15日

熊本県高齢者保健推進協議会 会長 原 田 正 一

- 1 開催日時
平成18年3月23日（木）午後3時から4時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 2階 りんとう・つばきの間
- 3 議題
 - (1) 本年度の各部会の取り組み状況報告
 - ア 企画評価部会
 - イ がん検診及び基本健康診査等部会
 - ウ リハビリテーション部会報告
 - (2) 全体協議
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県高齢者保健推進協議会事務局（熊本県健康福祉部高齢者支援総室）
電話 096-383-1111 内線 7104

熊本県地域リハビリテーション推進協議会公告第1号

熊本県地域リハビリテーション推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成18年2月15日

熊本県地域リハビリテーション推進協議会 会長 原 田 正 一

- 1 開催日時
平成18年3月20日（月）午後3時00分から4時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 2階 ひばりの間
- 3 議題
 - (1) 平成17年度の活動状況
 - ・ 県地域リハビリテーション支援センター
 - ・ 各地域リハビリテーション広域支援センター
 - (2) 平成18年度各地域リハビリテーション広域支援センターの指定（案）

- (3) 平成18年度の事業計画(案)
 - ・ 県地域リハビリテーション支援センター
 - ・ 各地域リハビリテーション広域支援センター
 - (4) その他
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地域リハビリテーション推進協議会事務局
(熊本県健康福祉部高齢者支援総室)
電話 096-383-1111 内線 7104
-

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会平成18年第1回定例会を平成18年2月23日午後3時長崎市に招集する。

平成18年2月15日

有明海自動車航送船組合
管理者 長崎県知事 金子 原二郎

